陸上自衛隊整備規則

昭和52年12月24日
陸上自衛隊達第71―４号

改正　昭和55年３月27日達第71―４―１号　昭和56年４月３日達第122―117号
昭和56年７月８日達第71―４―２号　昭和56年８月18日達第122―118号
昭和57年４月30日達第122―119号　昭和57年11月24日達第71―４―３号
昭和59年９月25日達第71―４―４号　昭和61年３月10日達第71―４―５号
昭和61年６月24日達第71―４―６号　昭和62年３月31日達第71―４―７号
昭和63年８月３日達第71―４―８号　平成元年２月10日達第122―127号
平成元年４月27日達第71―４―９号　平成２年７月９日達第71―４―10号
平成３年３月29日達第71―４―11号　平成４年11月４日達第71―４―12号
平成７年３月31日達第71―４―13号　平成７年９月27日達第71―４―14号
平成９年１月17日達第122―132号　平成10年３月20日達第122―138号
平成11年３月25日達第122―149号　平成12年３月27日達第122―159号
平成13年３月26日達第122―165号　平成14年３月27日達第122―177号
平成15年３月31日達第71―４―15号　平成16年３月29日達第71―４―16号
平成18年３月27日達第71―４―17号　平成19年３月30日達第71―４―18号
平成20年３月26日達第71―４―19号　平成20年７月23日達第122―228号
平成21年２月３日達第122－230号　平成21年３月23日達第71―４―20号
平成22年３月26日達第71－４－21号　平成23年３月30日達第71―４―22号
平成23年４月１日達第32―19号　平成24年３月21日達第71―４―23号
平成25年６月28日達第71―４―24号　平成25年12月27日達第71―４―25号
平成27年３月17日達第71－４－26号

陸上自衛隊の補給等に関する訓令（昭和34年陸上自衛隊訓令第72号）第24条の規定に基づき陸上自衛隊整備規則（陸上自衛隊達第71―４号）の全部を改正する。

陸上幕僚長　陸将　高品　武彦

陸上自衛隊整備規則

目次

第１章　総則

（趣旨及び適用範囲）

第１条　この達は、陸上自衛隊補給管理規則（陸上自衛隊達第 71―５号。以下、「補給管理規則」という。）第 15 条に規定する物品管理区分に掲げる火器、車両、誘導武器、化学器材、施設器材、通信電子器材、航空器材、需品器材、衛生器材、弾薬類、被服及びその他整備を必要とする資材（以下「器材等」という。）の整備を行うため、必要な基準及び手続を定めるものとする。

２　陸上自衛隊の航空機の整備に関しては、陸上自衛隊所属国有財産（航空機）取扱規則（陸上自衛隊達第 78―２号）に定めるもののほか、この達による。

（定義）

第２条　この達に用いる次の各号に掲げる用語の意義は、補給管理規則第２条によるほか、当該各号に定めるところによる。

（１）　整備員　第２段階整備以上の整備作業に従事する整備特技者をいう。

（２）　整備部隊等　野整備部隊等及び補給処をいう。

（３）　予防整備　部隊等が器材等を常に良好な状態に維持し、故障発生を未然に防止するため、定期的又は使用の都度点検、清掃、給油給脂、調整、交換及び試験等を行うことをいう。

（４）　航空器材等　航空器材（遠隔操縦観測システムの無人機及び無人偵察機システムの無人機を除く。）及び航空機搭載通信電子器材等

（５）　航空機搭載通信電子器材等　航空機搭載通信電子器材（整備用構成品を含む。）、管制用無線機、個人用暗視眼鏡、救難無線機及び中継無線機をいう。

（整備等の実施の基準）

第３条　整備、計測器の校正等及び技術検査の実施に必要な基準は、別に示す整備諸基準によるものとする。ただし、整備諸基準が未制定の器材等については、米軍技術教範等を準用する。

２　整備諸基準及び予防整備点検表（作業用紙）（以下「整備諸基準等」という。）の作成要領は、別冊第１に定めるとおりとする。

（整備の担当区分の特例）

第４条　器材等の整備担当区分の特例は、別紙第１に定めるとおりとする。

２　ホーク及び地対艦誘導弾品目の整備の担当区分は、別に定めるところによる。

（部品の流用の禁止）

第５条　全ての装備品等を整備により使用可能な状態に維持又は回復するためには、整備に必要な部品は、請求補給により取得するものとし、整備に当たり器材等から部品を取り外し、これを他に流用してはならない。

（部品の一部使用）

第５条の２　整備責任を有する使用部隊等及び整備部隊等（二次品目等の補給部隊を除く。以下同じ。）は、請求部品の補給を受ける時間的余裕がなく、次の各号に掲げる場合には、現状復帰を前提として使用不能の器材等から部品を取り外して一時的に他に使用（以下「一時使用」という。）することができる。

⑴　第１段階（３類別３段階）又は第１、２段階（３類別５段階）の整備における一時使用は、支援担当の整備部隊等の長が認めた場合

⑵　第２段階（３類別３段階）又は第３段階（３類別５段階）の整備における一時使用は、使用部隊等の長の要請に基づき、当該使用部隊等の支援担当である整備部隊等の長が判断した場合

２　前項の規定による一時使用は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

⑴　使用不能の器材等から一時使用のための部品（以下「一時使用部品」という。）を取り外し、故障等により交換することが必要な部品（以下「故障部品」という。）と交換する。この際、一時使用を行っている旨を故障部品を有する器材等の作業要求・命令書（甲又は乙）に記録するとともに、一時使用部品を取り外した器材等に表記する。

⑵　取り外した故障部品は、請求した部品の補給を受けるまでの間、適切に管理する。

⑶　請求した部品の補給を受けた場合は、速やかに一時使用部品と補給を受けた部品を交換する。

(4)　一時使用部品は、元の使用不能の器材等に復帰し、故障部品を有した器材等の作業命令完了処理をする。
(5)　一時使用を実施した部隊等は、一時使用の開始及び終了について、速やかに支援担当の整備部隊等を経由し、補給統制本部長に通知する。

第２章　整備の実施

第１節　使用部隊等における整備

（予防整備の実施）

第６条　使用部隊等は、次の各号に定めるところにより予防整備を行うものとする。

（１）　予防整備は、計画的かつ確実に実施するため、予防整備周期基準表（別紙第２）に基づき、予防整備点検表（作業用紙）及び整備実施規定等の示すところにより行う。この場合、予防整備周期基準の定めのある器材等については予防整備予定表（別紙第３）を作成する。ただし、航空機は航空機点検区分表（別紙第４）により行う。

（２）　使用部隊等が担任する予防整備は、別に定める場合を除き、Ａ整備及びＢ整備とする。ただし、航空器材等の予防整備は、Ｃ整備及びＤ整備まで担任する。

（整備の実施）

第７条　使用部隊等は、器材等が故障した場合、次の各号に定めるところにより整備を行うものとする。

（１）　第１段階整備（３類別３段階）、第１、２段階整備（３類別５段階）又は整備実施担任区分表に示された範囲の整備を行う。

（２）　野整備部隊等及び業務隊等以上の整備を必要とする場合は、野整備部隊等及び業務隊等に対し整備を要求する。

（整備の要求手続）

第８条　使用部隊等は、第１段階整備（３類別３段階）、第１、２段階整備（３類部別５段階）を行う場合及び業務隊等に整備を要求する場合は、作業要求・命令書（乙）（別紙第５）を使用するものとする。

２　野整備部隊等に整備を要求する場合及び次条に定める上位段階整備を行う場合は、作業要求・命令書（甲）（別紙第６）を使用するものとする。

３　作業要求・命令書の作成及び送付の要領は、別冊第２に定めるとおりとする。

（上位段階整備の実施）

第９条　別紙第７に掲げる部隊等は、自隊に保有する器材等のうち当該別紙に掲げる範囲の上位段階整備を行うものとする。

２　使用部隊等は、野外に行動中で緊急やむを得ない場合又は支援担当の整備部隊等の長及び補給統制本部長が認めた場合は上位段階整備を行うことができる。この場合、使用部隊等は整備の内容を支援担当の整備部隊等及び補給統制本部に通知するものとする。

３　国際緊急援助活動等に従事する部隊及び国際平和協力業務等に従事する部隊の保有する器材等の上位段階整備については、別に示すところによる。

（要整備品の後送手続）

第10条　使用部隊等は、整備部隊等から要整備品の後送について通知を受けた場合は、要整備品に送り状を添付し、次の各号に定めるところにより後送するものとする。ただし、整備部隊等が使用部隊等の駐屯地において整備を行う場合は、送り状を省略することができる。
（１）　整備に直接関係のない附属品及び携行工具等は、残置する。
（２）　整備及び検査に必要な構成品がある場合は、要整備品とともに後送する。
（３）　要整備品に添付する記録は、補給管理規則別冊第１別紙第４に掲げる関係記録とする。
（４）　亡失損傷等がある場合は、後送前に亡失損傷等の手続を完了する。
２　送り状の作成及び送付の要領は、別冊第２に定めるとおりとする。
(器材等の長期格納)
第11条　方面総監等は、整備業務の軽減を図るため、人員の充足又は訓練の状況等を勘案して常時使用しないことが予想される器材等について品目を指定し、長期に格納させることができる。
２　使用部隊等の長は、方面総監等の定めるところにより器材等を長期に格納する場合は、機能良好なものを選定し、さびやすい部分の防せい等の処置を行うものとする。
第２節　野整備部隊等及び業務隊等における整備
(整備の担当区分)
第12条　方面総監は、方面区内に所在する使用部隊等に対する野整備部隊等及び業務隊等の支援担当区分を定めるものとする。
２　前項の担当区分により、野整備部隊等は次の各号に定める整備の支援を行うものとする。
（１）　航空野整備部隊を除く野整備部隊等は、予防整備のうちＣ整備、Ｄ整備及び２Ｄ整備、第２段階整備（３類別３段階）並びに整備実施担任区分表に　定める当該整備
（２）　航空野整備部隊は第３段階整備（３類別５段階）及び整備実施担任区分表に定める当該整備
３　第１項の担当区分により、業務隊等は、整備実施担任区分表に定める当該整備の支援を行うものとする。
(整備の実施)
第13条　野整備部隊は、被支援部隊等に対し四半期１回を基準として巡回整備を行うほか、所在する駐屯地において整備を行うものとする。ただし、緊急を要する場合はその都度巡回整備を行う。
２　業務隊等は、通常所在する駐屯地において整備を行うものとする。
３　野整備部隊等の予防整備の実施は、第６条第１項第１号に規定する要領に準じて行うものとする。
(整備支援要領)
第14条　野整備部隊等及び業務隊等は、使用部隊等から整備要求を受けた場合は、次の各号に定めるところにより整備を行うものとする。
（１）　要整備品について整備要領を決定し、必要な事項を通知する。

（２）　要整備品のうち上位段階整備を要するものは、補給処又は補給統制本部に整備を要求する。

２　野整備部隊等及び業務隊等は、整備保有工数に対し整備所要量が過大となった場合には、その過大となった整備作業（以下「過剰作業」という。）を補給処、補給統制本部又は方面区内の野整備部隊等に対し、依頼することができる。

３　第９条第２項に定める整備の実施が通知された場合は、野整備部隊等及び業務隊等は必要に応じ当該整備の状況を確認するものとする。

（整備の要求手続）

第 15 条　野整備部隊等及び業務隊等は、補給処又は補給統制本部に整備を要求する場合は、作業要求・命令書（甲）により行うものとする。

２　作業要求・命令書（甲）の作成及び送付の要領は、別冊第２に定めるとおりとする。

（要整備品の後送手続）

第 16 条　第 14 条第１項第２号及び第２項により補給処又は野整備部隊に要整備品を後送する場合は、第 10 条を準用するものとする。

（上位段階整備の実施）

第 17 条　野整備部隊等は、第９条第２項の規定に準じ、上位段階整備を行うことができる。

第３節　補給統制本部及び補給処における整備

（整備の担当区分）

第 18 条　補給統制本部は、次の各号に掲げる整備の計画及び補給処に対する指示を行うものとする。

（１）　陸上自衛隊の補給等に関する訓令(昭和 34 年陸上自衛隊訓令第 72 号。以下「補給隊訓」という。）第 14 条第１項に基づく第３段階整備（３類別３段階）及び第４、５段階整備（３類別５段階）

（２）　整備実施担任区分表に示された当該整備

（３）　別に示すホーク品目の当該整備

２　関東補給処は、前項に規定する指示に基づく整備を行うものとし、その細部事項は、補給統制本部長が定めるものとする。

３　補給処は、方面区内に所在する部隊等に対して、次の各号に掲げる整備支援のほか、必要に応じ補給統制本部長の指示に基づく整備を行うものとする。ただし、航空器材を除く。

（１）　第３段階整備（３類別３段階）（別に示すホーク品目を含む。）

（２）　整備実施担任区分表に示された当該整備

（３）　衛生器材（方面隊が保有する装備品を除く。）の第２段階整備（３類別３段階）及び整備実施担当区分表に「野整備部隊」として示された当該整備

４　国際緊急援助隊活動等に従事する部隊及び国際平和協力業務等に従事する部隊に対する整備部隊等及び補給統制本部の整備担当区分は別に示すところによる。

（整備の実施）

第19条　補給処の整備は、主として工場整備により行うものとする。ただし、使用部隊等及び業務隊等から要請のあったもの又は後送に適しない器材等は巡回整備により行う。

（補給処の整備要求手続）

第20条　補給処から補給統制本部に対する整備要求手続は、第15条の規定を準用するものとする。

（補給処の後送手続）

第21条　前条の要整備品を後送する場合は、第10条の規定を準用するものとする。

（補給統制本部長が計画する整備）

第22条　補給統制本部長は、補給隊訓第14条第１項の規定に基づき次の各号に掲げる品目の第３段階整備（３類別３段階）を計画するものとする。

（１）　外注を必要とするもので業者が特定の地域に限定される品目

（２）　整備能力が関東補給処のみに限定される品目

（３）　その他補給統制本部において計画することが有利な品目

（組替え）

第23条　補給処長は、製造年次の古い複数の器材等を整備する場合に当該器材の構成品等が修理不能又は入手困難のときは、要整備品のうちいずれかの器材等を使用して他の器材等を整備する（以下「組替え」という。）ことができる。ただし、第18条第２項に掲げる整備にあっては、補給統制本部長の指示によるものとする。

第４節　外注整備

（外注整備の原則）

第24条　補給統制本部長及び補給処長は、それぞれの担当する器材等の整備が補給処の保有する施設・整備工具の能力及び整備員の技術能力等を超える場合又は法令の規定により陸上自衛隊において整備あるいは検査等を行うことができない場合に外注整備を行うものとする。

（外注整備の特例）

第25条　補給統制本部長及び補給処長は、次の各号に掲げる場合に外注整備を行うことができる。ただし、第４号に該当する場合は陸上幕僚長に申請するものとする。

（１）　計画整備を行う場合の整備所要の見積り工数が補給処の整備保有工数を超える場合

（２）　緊急に整備を必要とする場合で使用部隊等の長の要求する整備期限では整備保有工数上整備を行うことが困難であり、かつ、他の支援を受けることができない場合

（３）　外注整備によることが経済的に有利な場合

（４）　前３号のほか、特別な理由により外注整備を必要とする場合

２　前項のほか、補給統制本部長及び補給処長は、年度業務計画等により特に命ぜられた外注整備を行うものとする。

３　野整備部隊等の長及び業務隊等の長は、整備実施担任区分表に定める当該整備のうち外注によらなければ整備できない場合及びその他補給処長又は補給統制本部長の承認のあった場合に外注整備を行うことができる。
４　使用部隊等の長は、部隊等統制品目の整備及び整備実施担任区分表に定める当該整備のうち、外注によらなければ整備できない場合又は緊急を要する場合に外注整備を行うことができる。

第５節　改造及び計測器の校正等

（改造の指示）

第 26 条　器材等の改造の指示は、次の各号に掲げる担当区分により行うものとする。

（１）　陸幕統制品目、補給統制本部統制品目の重要装備品等（装備品等の部隊使用に関する訓令（平成１９年防衛省訓令第７４号)第３条第２号に規定する重要装備品等及び同訓令付則第３項に規定する制式装備品等をいう。）、供用品及びこれらの品目を構成する部品等　陸上幕僚長

（２）　前号に定めるもの以外の品目、前号に定めるもののうち特に指定する品目及び別に示す装備品等の技術変更提案が採用されたもので、既に取得した装備品　補給統制本部長

２　前項の改造の指示は、改造指令書（別紙第８）により行うものとする。
３　改造を行う部隊等に対する改造要求の手続は、整備要求の手続により行うものとする。

（改造意見の提出手続）

第 27 条　部隊等の長は、当該部隊等に保有する器材等について次の各号に掲げる一に該当する改造意見がある場合は、改造対象器材等名（物品番号）、改造の必要性、改造部位及びその他参考となる事項を記載した改造意見書を順序を経て方面総監等に提出するものとする。

（１）　性能の向上
（２）　安全性の向上
（３）　操作の容易性
（４）　整備の容易性
（５）　耐用命数の延長

２　方面総監は、前項により提出された改造意見書のうち、適当と認めるものについて、次の各号により処置するものとする。

（１）　前条第１項第１号に該当する場合は、陸上幕僚長に上申するとともに写しを補給統制本部長に送付する。
（２）　前条第１項第２号に該当する場合は、補給統制本部長に通知する。

３　補給統制本部長は、前項により通知又は送付された改造意見書を検討し、次の各号に定める処置を行うとともに、検討結果の概要を方面総監等に通知するものとする。

（１）　前条第１項第１号に該当する場合は、当該意見書に、改造の指示に必要な資料又は不適当と認める理由を添えて陸上幕僚長に提出する。
（２）　前条第１項第２号に該当する場合は、方面総監等に改造指令書を通知する。

（計測器の校正等の担任区分）
第28条　計測器の校正等の担任区分は、次の各号に定めるところによる。
（１）　計測器の校正　補給統制本部長又は補給処長
（２）　計測器の比較試験　野整備部隊等及び上位段階の整備を行う使用部隊等の長
２　前項第１号のうち、補給統制本部長の計画及び指示する計測器の校正は、関東補給処長が行うものとする。
３　校正等の対象となる計測器及びその実施周期等の細部は、補給統制本部長が定めるものとする。
４　第１項以外の計測器で気象業務法（昭和27年法律第165号）及び指定自動車整備事業規則（昭和37年運輸省令第49号）に定める計測器と同種のものは、第１項の担当区分に準じて校正等を行うものとする。
（航空機の試験飛行の実施）
第29条　使用部隊等又は整備部隊等は、航空機について、主要な部位の整備を行った場合又は長期格納を解除した場合その他特に必要と認めた場合に、試験飛行を実施するものとする。

第３章　検査等

（技術検査の担当区分）
第30条　方面総監は、方面区内に所在する部隊等に対する技術検査の担当区分を定めるものとする。
２　整備部隊等は、年度ごとに別に示す品目及び検査項目について前項の担当区分により、技術検査を通常年１回行うものとする。ただし、落下傘類については、補給統制本部長及び関東補給処長が行うものとする。
（技術検査結果の報告及び通知）
第31条　技術検査を行った部隊等の長は、検査終了後、別に示す技術検査結果表を作成し、受検部隊長に通知するとともに、補給処長を経由（航空器材を除く。）して補給統制本部長に通知するものとする。
２　補給統制本部長は、通知された結果表を集計の上、陸上幕僚長に報告するものとする。（装計定第10号・衛定第21号）
（弾道技術検査の担当区分）
第32条　弾道技術検査の担当区分は、次の各号に定めるとおりとし、その実施に当たっては、関係方面総監が相互に調整するものとする。ただし、初速測定装置を装備する部隊の砲腔検査については、支援担当の野整備部隊が担当することができる。
（１）　東部方面区内及び東北方面区内の所在部隊等　関東補給処長
（２）　北部方面区内の所在部隊等　北海道補給処長
（３）　西部方面区内及び中部方面区内の所在部隊等　九州補給処長
２　方面総監は、方面区内の火砲について弾道技術検査を計画し、検査を担当する前項の部隊等に示すものとする。
３　補給統制本部長は、弾道技術検査の対象火砲、検査周期及び技術的基準等について定めるものとする。
（弾道技術検査結果の報告及び通知）

第33条　弾道技術検査を行った補給処長は、弾道技術検査結果表（別紙第９）を作成し、第31条第１項に規定する技術検査結果表に添付して補給統制本部長に報告するものとするとともに他の方面区内の所在部隊等に係るものについては、当該方面区内の支援担当補給処長に通知するものとする。

第４章　記録及び報告

（履歴簿）

第34条　部隊等は、補給カタログＦ―１に示す器材等について履歴簿を備え付け、整備、改造、使用及び異動等の状況を明らかにするものとする。

２　履歴簿の様式及びその記載要領は、別冊第３に定めるとおりとする。

（台帳）

第35条　管理官は、送り状及び作業要求・命令書を管理するため、次の各号に掲げる台帳を備え付けるものとする。

（１）　作業要求（証書）台帳（別紙第10）

（２）　作業命令（証書）台帳（別紙第11）

２　台帳の使用区分は、別冊第２に定めるとおりとする。

（報告）

第36条　整備に関する報告は、次の表に定めるとおりとする。

報告名	報告様式	報告責任者	報告期日	報告統制記号	写配布先
砲身衰耗状況	別紙第14	整備部隊等の長（順序を経て）	火砲（無反動砲を除く。）の砲身若しくは砲（砲身及び砲尾環をいう。）を交換又は不用決定を行ったとき	武化定第３号	補給統制本部長

（諸記録の記載要領）

第37条　送り状、作業要求・命令書、台帳及び報告書の記載要領は、補給統制本部長が示す補給整備等関係細部処理要領に定めるところによるものとする。

（電子計算機による業務手続）

第38条　電子計算機（以下「電算機」という。）による整備に必要な業務の手続は、この達に基づき行うものとする。

２　電算機による処理要領の細部については、補給統制本部長が示す補給整備等関係細部処理要領に定めているところによるものとする。

第５章　雑則

（規定の委任）

第38条の２　削除

第39条　方面総監等は、この達の実施に係る必要な事項を定めることができる。

２　補給統制本部長は、部隊等に対する支援業務について必要な細部事項を定める場合は、関係方面総監等と協議するものとする。

第40条　削除

附　則

1　この達は、昭和53年１月30日から施行する。

2　陸上自衛隊弾薬類整備規則（昭和35年陸上自衛隊達第75―１号）は、廃止する。

3　作業要求・命令書（別紙第６及び別紙第７）は、当分の間旧様式の作業要求・命令書を使用するものとする。この場合、記入上の読替え要領は、補給管理規則附則第５項に準ずる。

4　第38条の部隊整備実績報告及び器材等使用実績報告の様式は、当分の間それぞれ旧様式の部隊整備実績報告並びに車両走行キロ状況及び火砲使用実績をそれぞれ使用するものとする。

（行政文書の管理に関する事項）

附　則（昭和55年３月27日陸上自衛隊達第71―４―１号）

この達は、昭和55年４月１日から施行する。

附　則（昭和56年４月３日陸上自衛隊達第122―117号）

この達は、昭和56年４月３日から施行する。

附　則（昭和56年７月８日陸上自衛隊達第71―４―２号）

1　この達は、昭和56年８月１日から施行する。

2　この達施行の際、現に使用している旧様式の用紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附　則（昭和56年８月18日陸上自衛隊達第122―118号）

この達は、昭和56年９月21日から施行する。

附　則（昭和57年４月30日陸上自衛隊達第122―119号）

1　この達は、昭和57年４月30日から施行する。

2　この達施行の際現に保有する公印は、新たに作成するまでそのまま使用することができる。

3　この達施行の際現に保有する旧様式の用紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附　則（昭和57年11月24日陸上自衛隊達第71―４―３号）

1　この達は、昭和58年１月15日から施行する。

2　この達施行の際、現に保有している旧様式の用紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附　則（昭和59年９月25日陸上自衛隊達第71―４―４号）

この達は、昭和59年11月１日から施行する。

附　則（昭和61年３月10日陸上自衛隊達第71―４―５号）

この達は、昭和61年４月１日から施行する。

附　則（昭和61年６月24日陸上自衛隊達第71―４―６号）

この達は、昭和61年８月１日から施行する。

附　則（昭和62年３月31日陸上自衛隊達第71―４―７号）

この達は、昭和62年４月15日から施行する。

附　則（昭和63年８月３日陸上自衛隊達第71―４―８号）

この達は、昭和63年９月１日から施行する。

附　則（平成元年２月10日陸上自衛隊達第122―127号）

１　この達は、平成元年２月 10 日から施行し、同年１月８日から適用する。
２　この達施行の際、現に保有する旧様式の用紙類は所要の修正を行い使用することができる。

附　則（平成元年４月 27 日陸上自衛隊達第 71―４―９号）

この達は、平成元年７月１日から施行する。

附　則（平成２年７月９日陸上自衛隊達第 71―４―10 号）

この達は、平成２年８月１日から施行する。

附　則（平成３年３月 29 日陸上自衛隊達第 71―４―11 号）

この達は、平成３年４月１日から施行する。

附　則（平成４年 11 月４日陸上自衛隊達第 71―４―12 号）

この達は、平成４年 11 月４日から施行する。

附　則（平成７年３月 31 日陸上自衛隊達第 71―４―13 号）

この達は、平成７年４月１日から施行する。

附　則（平成７年９月 27 日陸上自衛隊達第 71―４―14 号）

１　この達は、平成７年 10 月１日から施行する。
２　この達の施行の際、現に保有している旧規格、旧様式の用紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。
３　別冊第３の履歴簿の様式は、新規に取得した器材等から適用する。また、現に保有する器材等の履歴簿については、旧様式の用紙類を使用することができる。

附　則（平成９年１月 17 日陸上自衛隊達第 122―132 号）

この達は、平成９年１月 20 日から施行する。

附　則（平成 10 年３月 20 日陸上自衛隊達第 122―138 号）

この達は、平成 10 年３月 26 日から施行する。（ただし書略）

附　則（平成 11 年３月 25 日陸上自衛隊達第 122―149 号）

この達は、平成 11 年３月 29 日から施行する。（ただし書略）

附　則（平成 12 年３月 27 日陸上自衛隊達第 122―159 号）

この達は、平成 12 年３月 28 日から施行する。

附　則（平成 13 年３月 26 日陸上自衛隊達第 122―165 号）

この達は、平成 13 年３月 27 日から施行する。

附　則（平成 14 年３月 27 日陸上自衛隊達第 122―177 号）

この達は、平成 14 年４月１日から施行する。（ただし書略）

附　則（平成 15 年３月 31 日陸上自衛隊達第 71―４―15 号）

この達は、平成 15 年４月１日から施行する。

附　則（平成 16 年３月 29 日陸上自衛隊達第 71―４―16 号）

この達は、平成 16 年３月 29 日から施行する。

附　則（平成 18 年３月 27 日陸上自衛隊達第 71―４―17 号）

この達は、平成 18 年度３月 27 日から施行する。

附　則（平成 19 年３月 30 日陸上自衛隊達第 71―４―18 号）

この達は、平成 19 年４月１日から施行する。

附　則（平成 20 年３月 26 日陸上自衛隊達第 71―４―19 号）

この達は、平成 20 年４月１日から施行する。

附　則（平成20年７月23日陸上自衛隊達第122―228号）
この達は、平成20年７月23日から施行する。
附　則（平成21年２月３日陸上自衛隊達第122―230号）
この達は、平成21年２月３日から施行する。
附　則（平成21年３月23日陸上自衛隊達第71―４―20号）
この達は、平成21年４月１日から施行する。
附　則（平成22年３月26日陸上自衛隊達第71－４－21号）
この達は、平成22年３月26日から施行する。
附　則（平成23年３月30日陸上自衛隊達第71－４－22号）
この達は、平成23年４月１日から施行する。
附　則（平成23年４月１日陸上自衛隊達第32―19号）
この達は、平成23年４月１日から施行する。
附　則（平成24年３月21日陸上自衛隊達第71―４－23号）
この達は、平成24年４月１日から施行する。
附　則（平成25年６月28日陸上自衛隊達第71―４－24号）
この達は、平成25年７月１日から施行する。
附　則（平成25年12月27日陸上自衛隊達第71―４－25号）
この達は、平成26年１月８日から施行する。
附　則（平成27年３月17日陸上自衛隊達第71―４－26号）
この達は、平成27年３月26日から施行する。

別紙第１（第４条関係）

整　備　担　当　区　分　の　特　例

次に示す各種器材等に共通する内容品等の整備又は特殊な作業の支援は、それぞれ当該右欄に掲げる整備部隊等が担当するものとする。

内容品等の整備又は特殊な作業	担当部隊等	備　　考
施設器材以外の器材等の車両部分及びトレーラー部分の整備	補給統制本部（火器車両部） 補給処の車両整備担当部門 野整備部隊等の車両整備担当部門	整備箇所は主としてシャーシ（エンジンを含む。）部分に限る。
タイヤ（特殊規格のタイヤを除く。）の更正修理		
通信電子器材以外の自記温湿度計の整備	補給処の化学器材整備担当部門	
防護フィルターの乾燥		ＮＢＣ用に限る。
ゴム部品の製作	補給統制本部（化学部）	金型の製作は、相互の調整による。ゴム部品の製作は、補給統制本部の指示により関東補給処が行う。
ヘリコプター誘導装具用無線機の整備及び航空機簡易地上誘導装具用無線機の整備	補給処の通信電子器材整備担当部門	
キャンパス、繊維（皮革を含む。）製品及びビニール製品並びにヘリコプター誘導装具用ヘルメットの整備	補給統制本部（需品部） 補給処の需品器材及び被服整備担当部門 野整備部隊の需品器材及び被服整備担当部門 業務隊等	厚生用品については業務隊等の整備能力の範囲において実施する。
救命浮舟炭酸ガスの詰替え	補給処の施設器材整備担当部門等	
めっき作業	補給統制本部（衛生部）	補給統制本部の指示により関東補給処が行う。
遠隔操縦観測システムの無人機及び無人偵察機システムの無人機の整備	航空科部隊以外の航空機整備特技者を有する整備部隊	

別紙第２（その１）（第６条関係）

予　防　整　備　周　期　基　準　表

物品管理区分	器材名等		予防整備の区分				備考
		A	B	C	D	２D	
火器	小火器、縮射装置、射統具その他の火器	使用の都度	１箇月ごと				
	自走砲、榴弾砲、機関砲、無反動砲、迫撃砲		Ｂ１：１箇月ごと Ｂ６：６箇月ごと Ｂ12：12箇月ごと				
	戦車砲、高射機関砲、多連装発射機、ＦＨ70走行部		１箇月ごと	６箇月ごと	12箇月ごと	24箇月ごと	
	発動発電機及び原動機を有する器材		３箇月ごと		12箇月ごと		
		整備周期が示されていない器材は、取扱説明書に示すとおりとする。					
車両	装輪車（民間ナンバー車の市販型車両及び官ナンバー車の乗用車を除く。）、装輪装甲車	使用の都度	１箇月ごと	６箇月ごと	12箇月ごと	24箇月ごと	
	官ナンバー車の乗用車　新規納入後３年目まで		１箇月ごと	６箇月ごと	12箇月ごと	36箇月	
	官ナンバー車の乗用車　上記以降		１箇月ごと	６箇月ごと	12箇月ごと	24箇月ごと	
	装軌車（雪上車を除く。）		１箇月ごと	６箇月ごと	12箇月ごと	24箇月ごと	
	雪上車 除雪車Ｉブロウ付			保管を終了し、使用開始前	使用を終了し、保管する前	２回目の使用を終了し、保管する前	
	雪上トラック、軽雪上車（スノーモービルを含む。）	整備周期は当該車両の取扱説明書による。ただし、定期点検（６箇月、12箇月）については、雪上車のＣ・Ｄ整備を準用することができる。					
	市販型車両（民間ナンバー車） フォークリフト	１　整備周期は当該車両の取扱説明書による。 ２　整備の担任区分は、１箇月点検以下は使用部隊、３箇月点検以上は野整備部隊等					
	車両系作業装置	整備周期は当該車両の取扱説明書等による。					
	発動発電機及び原動機を有する器材	使用の都度	３箇月ごと		12箇月ごと		
		整備周期が示されていない器材は、取扱説明書に示すとおりとする。					
誘導武器	79式対舟艇対戦車誘導弾発射装置	使用の都度	※	３箇月ごと	12箇月ごと		
	96式多目的誘導弾システム						
	81式短距離地対空誘導弾射撃統制装置及び発射装置				６箇月ごと又は12箇月ごと		
	11式短距離地対空誘導弾射撃統制装置及び発射装置						
	93式近距離地対空誘導弾発射装置						
	87式対戦車誘導弾発射装置						
	対舟艇対戦車誘導弾発射装置（89式装甲戦闘車搭載）						
	中距離多目的誘導弾				６箇月ごと		
	88式地対艦誘導弾発射機 88式地対艦誘導弾装てん機						
	12式地対艦誘導弾発射機 12式地対艦誘導弾装てん機						
	91式携帯地対空誘導弾発射機						
	01式軽対戦車誘導弾						
	スティンガ発射装置		１箇月ごと				
	03式中距離地対空誘導弾				６箇月ごと又は12箇月ごと		
	ホーク関連器材（発動発電機45KWを含む。）	整備諸基準等に示すとおり。					

<table>
<tr><th rowspan="2">物品管理区分</th><th rowspan="2" colspan="3">器　材　名　等</th><th colspan="5">予　防　整　備　の　区　分</th><th rowspan="2">備　考</th></tr>
<tr><th>A</th><th>B</th><th>C</th><th>D</th><th>２D</th></tr>
<tr><td rowspan="4">通信電子器材</td><td colspan="3">通信電子器材（96式多目的誘導弾システム情報処理装置及び発動発電機を除く。）</td><td rowspan="13">使用の都度</td><td>※</td><td>６箇月ごと又は※※</td><td rowspan="4"></td><td rowspan="4"></td><td rowspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="3">96式多目的誘導弾システム情報処理装置</td><td>B：１箇月ごと
B３：３箇月ごと</td><td>３箇月ごと</td></tr>
<tr><td colspan="3">航空機搭載通信電子器材</td><td colspan="2">※※※</td></tr>
<tr><td colspan="3">発動発電機</td><td>３箇月ごと</td><td>６箇月ごと又は使用時間 250h</td></tr>
<tr><td rowspan="6">需　品　器　材</td><td colspan="3">天幕類</td><td rowspan="4">※</td><td rowspan="3"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="4"></td><td rowspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="3">野外炊具類</td></tr>
<tr><td colspan="3">野外入浴セット
野外洗濯セット</td><td rowspan="2">12箇月ごと</td></tr>
<tr><td colspan="3">浄水セット</td><td>※※</td></tr>
<tr><td colspan="3">冷凍冷蔵車</td><td colspan="4">整備周期は当該器材の整備諸基準又は取扱説明書による。</td></tr>
<tr><td colspan="3">落下傘、救命胴衣、救命浮舟</td><td>整備周期は当該器材の整備諸基準又は取扱説明書等による。</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">施　設　器　材</td><td rowspan="2">車両系</td><td>車　両</td><td>資材運搬車、油圧ショベル（装輪・装軌式）、グレーダ、掩体掘削機、小型ショベルドーザ、ロードローラ、タイヤローラ、バケットローダ（装輪・装軌式）、83式地雷敷設装置、トラッククレーン、橋節運搬車、動力ボート運搬車、道路障害作業車、施設工作車、自走コンプレッサ、処理弾運搬車、81式自走架柱橋、91式戦車橋、92式地雷原処理車、施設作業車、94式水際地雷敷設車、75式ドーザ、小・中・大型ドーザ及び走行部が物品管理区分「車両」と同型式の装輪車</td><td rowspan="2">１箇月ごと</td><td rowspan="2">６箇月ごと</td><td>12箇月ごと</td><td>24箇月ごと</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">上記以外の施設器材車両
車両系作業装置</td><td></td><td rowspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">発動発電機（ホーク用発電機 45KW 等誘導武器電源部を除く。）及び原動機を有する器材</td><td>３箇月ごと</td><td></td><td>12箇月ごと</td><td>装備品以外の器材は注５による。</td></tr>
</table>

物品管理区分	器材名等	予防整備の区分					備考
		A	B	C	D	２D	
化学器材	防護マスク、空気マスク、戦闘用防護衣、個人用防護装備、化学防護衣、放射線測定器材	使用の都度	※				
	携帯生物剤警報器		１箇月ごと				
	化学防護車、部隊用防護装置、生物偵察車、生物剤警報器、ＮＢＣ警報器		３箇月ごと	６箇月ごと			
	発煙機３形、除染車、除染装置、放射機用コンプレッサー						
	化学剤監視装置		Ｂ１：１箇月ごと Ｂ３：３箇月ごと				
	ＮＢＣ偵察車		１箇月ごと	６箇月ごと	１２箇月ごと		
	上記を除く発動発電機及び原動機(電動を含む。)を有する器材		３箇月ごと		１２箇月ごと		
弾薬類	市販型車両（民間ナンバー車） フォークリフト	１　整備周期は当該車両の取扱説明書による。 ２　整備の担任区分は、１箇月点検以下は使用部隊、３箇月点検以上は野整備部隊					
	発動発電機及び原動機を有する器材	使用の都度	３箇月ごと		12 箇月ごと		
		整備周期が示されていない器材は、取扱説明書に示すとおりとする。					
衛生器材	一般医療機器	使用の都度					一般医療機器、管理医療機器及び発動発電機・原動機を有する器材の細部については、別に示すところによる。
	管理医療機器		１箇月ごと		12 箇月ごと		
	発動発電機・原動機を有する器材		３箇月ごと				
航空器材	野外試験車搭載試験機器（予防整備周期が別に示されている器材を除く。）		整備周期は当該器材の取扱説明書による。				
	発動発電機及び原動機を有する器材						

注：１　２Ｄ整備には、保安検査のための整備を含む。
２　車体部及びトレーラ部については、車両の予防整備によるものとする。
３　給油給脂等の細部については、整備諸基準等に示すとおりとする。
４　※印の器材等の整備の周期は、１箇月ごと（通信電子器材については３箇月ごと）又は使用部隊等の長が器材等の使用、保管状況等を考慮し定めるものとする。
５　※※印及びこの表に定めのない器材等の整備の周期は、整備実施規定及び予防整備点検表(作業用紙)によるほか、使用部隊等の長と野整備部隊等の長が、器材等の使用、保管の状況等を考慮し定めるものとする。
６　※※※印の器材等の整備の周期は、Ｂ整備を３箇月を基準に、Ｃ整備を６箇月を基準として使用部隊等の長が航空機の整備等を考慮して行うものとする。

別紙第２（その２）（第６条関係）

長期格納器材等の整備周期基準表

<table>
<tr><th colspan="2">器　　材　　名</th><th>B</th><th>C</th><th>D</th></tr>
<tr><td colspan="2">装　輪　車　・　判　装　軌　車</td><td>毎　　月</td><td></td><td>12 箇月ごと</td></tr>
<tr><td colspan="2">装　　　　軌　　　　車</td><td>毎　　月</td><td></td><td>12 箇月ごと</td></tr>
<tr><td colspan="2">自　　動　　２　　輪　　車</td><td>毎　　月</td><td></td><td>12 箇月ごと</td></tr>
<tr><td colspan="2">ト　　　レ　　　ー　　　ラ</td><td>毎　　月</td><td></td><td>12 箇月ごと</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他原動機を有する器材</td><td>車両及び施設器材</td><td>３箇月ごと</td><td></td><td>12 箇月ごと</td></tr>
<tr><td>車両及び施設器材を除く器材</td><td>毎　　月</td><td>12 箇月ごと</td><td></td></tr>
</table>

別紙第３（その１）（第６条関係）

（表）

予　防　整　備　予　定　表

部隊名		月　別	
符　号			
Ｂ	Ｂ整備		
Ｃ	Ｃ整備		
Ｄ（２Ｄ）	Ｄ（２Ｄ）整備		
Ｒ	１　部隊整備員による整備中の状態（航空器材等に限る。） ２　使用部隊において部品を交換する整備の記録（航空器材等を除く。）		
Ｐ	部品待ちによる可動不能の状態		
Ｏ	高段階整備のため後送中の状態		
Ｕ	故障等のため可動不能の物品で高段階整備の手続中又は修理待ちの状態		
Ｓ	整備部隊等で保管中の状態		
Ｔ	使用部隊等で保管中の状態		
Ｌ	油交換		
Ｑ	休止中の状態		

規格：Ａ列４番

別紙第３（その２）（第６条関係）

（裏）

番号	物品番号又は主品目番号	品名・型式	部隊一連番号	器材番号	予防整備						摘要
					前回			次回			
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
23											
24											
25											

規格：Ａ列４番

別紙第３（その３）（第６条関係）

月　予　防　整　備　予　定　表

日 / 番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	整備日数		
																																１段階	２段階以上	合計

規格：Ａ列４番

別紙第４（第６条関係）

航　空　機　点　検　区　分　表

<table>
<tr><td>点検の区分</td><td>飛行前点検</td><td>飛行後点検</td><td>中　間　点　検
（注３）</td><td>定　期　点　検</td><td>特　別　点　検</td></tr>
<tr><td>実施責任者</td><td>操　縦　士</td><td colspan="3">機　　付　　長</td><td>整　備　幹　部</td></tr>
<tr><td>点検を実施すべき場合</td><td>飛行する日の最初の飛行前</td><td>１　飛行した日の最後の飛行後
（注２）
２　飛行しない日が続いた場合少なくとも 15 日に１回
（注４）
３　特に必要と認めた場合</td><td>前回の中間点検又は定期点検の後及び新製機又はアイラン完了機受領の後定められた飛行時間に達したとき。ただし、状況により５時間以内までは延長することができる。
（注５）</td><td>１　前回の定期点検の後及び新製機又はアイラン完了機受領の後定められた飛行時間に達したとき
２　飛行しない日が連続して 60 日を経過したとき（注４）
３　長期格納を解いたとき
４　特に必要と認めた場合</td><td>１　整備実施規定に定められた飛行時間又は歴日に達したとき
２　必要と認められるとき
３　特に指示されたとき</td></tr>
<tr><td>点検項目及び実施要領
（注１）</td><td>各機種別の整備実施規定によるほか整備記録を参照する。</td><td colspan="3">各機種別の整備実施規定によるほか飛行記録及び整備記録を参照する。</td><td>特に示されるもののほか各機種別の整備実施規定による。</td></tr>
<tr><td colspan="6">注：１　部隊等の整備幹部が特に必要と認めるときは、点検項目を増加又は点検間隔を縮小することができる。
２　夜間飛行のとき又は整備員の不在等のために飛行した日の最後の飛行後に点検ができない場合は翌日速やかに実施するものとする。また、直ちに定期及び中間点検を行うときは点検を省略することができる。
３　航空機整備実施規定に示す機種のみに適用する。
４　修理中及び長期格納中は点検を省略することができる。
５　点検は状況により分割して実施することができる。</td></tr>
</table>

別紙第５（その１）（第８条関係）

作業要求・命令書（乙）

物品区分		あて先	

作業要求	部隊名	印	作業命令	部隊長印	
番号			番号	作業命令	作業完了
年月日	主品目番号又は物品番号		年月日		

品名・型式	単位	数量	整備係等印			実施区分	
						段階	内外注
							内・外

器材番号	累計使用実績			作業実施記録			
	走行km	時間	発射弾数	No.	作業内容等	工数	検査官等
				1			
要求内容等	故障状況等			2			
				3			
				4			
				5			
				6			
				7			
				計			

作業管理	受付	作業着手	完成検査	処置状況	完成	上位後送	修理不能

使用部品及び回収部品

番号	物品番号	品名	単位	使用			回収	
				数量	金額	受領印	数量	受領印
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

記事		部品表	完成品受領		在場日数
			年月日		
					作業日数
		有・無	印		使用部品費
					履歴簿転記
					有・無

規格：Ａ列４番

注：使用部品及び回収部品欄が10品目を越える場合には、「作業要求・命令書（乙）（部品表）」を添付する。

別紙第５（その２）（第８条関係）

作業要求・命令書（乙）（部品表）

使用部品及び回収部品								
番号	物品番号	品名	単位	使用			回収	
				数量	金額	受領印	数量	受領印
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
32								
33								
34								
35								
36								
37								
38								
39								
40								
41								
42								
43								
44								
45								
46								
47								
48								
49								
50								

規格：Ａ列４番

別紙第6 （第８条関係）

作業要求・命令書（甲）　　1 2 3 4 5

	部隊長等の官職氏名印	要求年月日
要求		
経由		

品名・型式	製造年（月）	会社名
	（　　）	

優先区分	故障状況	要求区分
1緊急 2至急 3普通	1使用不能　4性能低下 2異常騒音　5調整不能 3過熱　6（　）	1計画　4校正　7製作 2故障　5試験　8（　） 3改造　6検査

整備部隊長等の官職氏名	命令印

	整備部隊コード	作業命令番号	作命年月日
Ⓐ			
Ⓑ			

作業要求事項等	完成希望年月日
（数量　単位）	

要求部隊等番号	要求番号	要求年月日	優先	故障	要求	物品区分	主品目番号又は物品番号	略品名	1

器材番号	㋖主品目番号	製造年	累計使用実績（1）	区分	累計使用実績（2）	区分	注記	2
				K F H T		K F H T		

段階区分	管理区分	内外区分	在場日数	作業日数	消費工数	部品費	会社手配部品費	役務費	単価	完了数	後送数	修理不能数	取消数	処理数	遅延	
																3
																4

作業記録

No.	開始年月日	終了年月日	作業内容又は工程等	実施	工数	検査官等署名
1						
2						
3						
4						
5						
記事						

使用部品等

No.	物品番号	品名	単位	数量	単価	金額	欠陥	要求	受領
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

備考	区分＼コード	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
	整備管理区分	委託	補給	その他							
	内外注区分	工場	巡回	外注	その他						
	遅延理由	工数	複雑	設備	部品待	その他					
	実施区分	交換	調整	修理	校正	改造	製作	試験	その他		
	単価区分	セント：C、円：空白									

部品表	受付	年月日	部隊等長階級氏名印	合計		
有・無		・　・		現品等受付年月日	・　・	保員署名
		・　・		現品等発送手続年　月　日	・　・	保員署名

注　上段太わく内は、電算機入力項目

別紙第７（その１）（第９条関係）

上位段階の整備を行う使用部隊等及びその整備の範囲

部　隊　等	上位段階整備の範囲		対　象　器　材　等
	第２段階	第３段階	
中央基地システム通信隊	●	○	通信電子器材
基地（システム）通信大隊	●	○	通信電子器材とし、第３段階整備については基地通信中隊の派遣隊（第 102 基地システム通信大隊にあっては、第 416 基地通信隊を含む。）のものを含む。
映像写真中隊	●	○	通信電子器材のうち写真器材
基地（システム）通信中隊	●	○	通信電子器材
第 416 基地通信隊	○		
無線誘導機隊	○		
無人偵察機隊	○		
中央管制気象隊	○		通信電子器材（航空管制気象に係るもの。）
自衛隊病院	●	○	衛生器材のうち医療用備品
方面管制気象隊	○		通信電子器材（航空管制気象に係るもの。）
第１空挺団	○		火器、車両、誘導武器、通信電子器材、施設器材
特殊作戦群	○		火器、車両、誘導武器、通信電子器材、施設器材
中央即応連隊	○		火器、車両、誘導武器、通信電子器材、施設器材、需品器材
対馬警備隊	○		火器、車両、誘導武器、通信電子器材、施設器材
沿岸監視隊	●	○	通信電子器材
	●		車両
方面通信情報隊	●		通信電子器材
補給処	○	○	フォークリフト
備　　考	１　この表中●は全部につき、○は一部につき実施する。 ２　○の整備の実施については、その整備の範囲について、支援担当の整備部隊等と調整するものとする。		

別紙第７（その２）（第９条関係）

航空器材等の上位段階の整備を行う使用部隊等及びその整備の範囲

<table>
<tr><th rowspan="2">部　隊　等</th><th colspan="2">上位段階整備の範囲</th><th rowspan="2">対　象　器　材　等</th></tr>
<tr><th>第３段階</th><th>第４段階</th></tr>
<tr><td>ヘリコプター隊</td><td>○</td><td></td><td rowspan="5">航空機搭載通信電子器材等（アビオニクス改編部隊を除く。）</td></tr>
<tr><td>対戦車ヘリコプター隊</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>方面ヘリコプター隊</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>方面航空隊本部付隊</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>飛行隊</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">第 15 ヘリコプター隊</td><td>○</td><td></td><td>航空機搭載通信電子器材等</td></tr>
<tr><td>●</td><td></td><td>航空器材</td></tr>
<tr><td rowspan="2">飛行実験隊</td><td>○</td><td></td><td>航空機搭載通信電子器材等</td></tr>
<tr><td>●</td><td></td><td>航空器材</td></tr>
<tr><td>特別輸送ヘリコプター隊</td><td>○</td><td></td><td rowspan="2">航空機搭載通信電子器材等（アビオニクス改編部隊を除く。）</td></tr>
<tr><td>連絡偵察飛行隊</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">航空学校（航空学校霞ヶ浦校及び宇都宮校含む。）</td><td>○</td><td>○</td><td>航空機搭載通信電子器材等</td></tr>
<tr><td>●</td><td></td><td>航空器材</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">１　この表中●は全部につき、○は一部につき実施する。
２　○の整備の実施については、その整備の範囲について、支援担当の整備部隊等と調整するものとする。</td></tr>
</table>

別紙第８（第26条関係）

改 造 指 令 書 に 記 載 す る 事 項

１　改造指令番号、発行年月日、緊急順位

２　改造対象器材等名（主品目番号又は物品番号）と改造部位

３　改造目的

４　改造要領

（１）　改造担任部隊等名（資格者）

（２）　改造（完了）時期

（３）　作業要領

ア　図面（改造諸元）、見積工数

イ　必要部品等（品目名、物品番号、取得等）

ウ　作業手順（使用工具等を含む。）

５　改造後の処理

（１）　不用部品の処置

（２）　履歴簿への記入

（３）　改造後の取扱い

注：作業内容を考慮し、必要な項目のみ示すこと。

別紙第９（第33条関係）

発　簡　番　号
年　　月　　日

殿

発 簡 者 名　印

弾　道　技　術　検　査　結　果　表

品名・型式	砲番号	砲身番号	砲腔測定値	延発射弾数	初速（m/s）	推定残存命数（％）	砲腔状況	使用可能性	弾種	ロット番号	装薬	部隊名	検査年月日	摘要

規格：Ａ列４番

注：１　自走砲、戦車砲等の搭載砲については、自動車番号（車番）を品名・型式欄中に１欄設けて記入する。
　　２　延発射弾数は、検査時直前の使用時までのその砲身についての合計発射弾数（ＥＦＣ弾数）を履歴簿から転記する。
　　３　次の事項を記載した表（様式随意）をこの表に添付する。
　　（１）　検査実施期間、場所、検査工数等
　　（２）　火砲及び弾薬に対する技術的事項
　　（３）　総合所見

別紙第10（第35条関係）

作業要求（証書）台帳

要求番号 (証書番号) 要求年月日	要求元部隊 (中隊等)名	物品番号 器材番号	品名	数量 発送年月日	経由部隊名	整備実施補給 整備部隊等名	完成予定年月日 受領年月日	摘要

規格：Ａ列４番

別紙第11 （第35条関係）

作業命令（証書）台帳

命令番号（証書番号） 命令年月日	物品番号 器材番号	品名	要求数量 完成数量	要求番号（証書番号） 要求年月日	要求元部隊等名 経由部隊等名	作業受付年月日 入場年月日	処置区分	返送手続等完了年月日 処置年月日	在場日数 作業日数	計画工数 消費工数	経費		整備間隔	作業概要等
											部品費等 工賃	計		

規格：Ａ列４番

注：１　処置区分欄は、「１　完成」、「２　上位後送」、「３　修理不能」、「４　取消」に区分し、該当する項目の番号を記入する。

２　送り状を管理することのない作業命令台帳として使用する場合は表題の「（証書）」を＝線を引いて消し使用する。

別紙第 12　削除

別紙第 13　削除

別紙第14（第36条関係）

発 簡 番 号

年　月　日

殿

発 簡 者 名 印

砲身衰耗状況報告
（武化定第３号）

品名・型式		野整備部隊名	
※旧砲番号(型式)		※新砲番号(型式)	
旧砲身番号		新砲身番号	
砲番号(型式)		自動車番号	
砲架番号(型式)		最終部隊名	

砲腔測定		砲腔磨耗度	砲腔測定時の発射弾累計	砲腔及び薬室の状況	交換の根拠等
回数	年　月　日				

規格：Ａ列４番

注：１　※印を付したものは、砲交換、不用決定の場合のみ記入する。

２　自動車番号欄は、車両搭載の火砲について記入する。

３　最終部隊名欄は、中隊等名まで記入する。

４　砲腔測定欄及び砲腔磨耗度欄は、履歴簿から年月日の順に転記する。

５　砲腔測定時の発射弾累計欄は、履歴簿のＥＦＣ弾数を記入するものとし、修理不能火砲については、発射弾数の合計を末尾に記入する。

６　交換の根拠等欄は、交換等の根拠となった事項及びこの砲身についての弾薬型式別合計発射弾数（ＥＦＣ弾数）を記入する。

別紙第 15　削除

別冊第１

整備諸基準等の作成要領

（整備諸基準の種類）

第１条　整備諸基準の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　整備段階区分

（２）　整備実施担任区分

（３）　整備実施規定

（４）　計測器校正等基準

（５）　技術検査基準

（６）　弾道技術検査基準

（整備諸基準の内容、様式等）

第２条　整備諸基準の内容及び様式等は、次の各号に定めるとおりとする。

（１）　整備段階区分

ア　整備段階区分の技術的範囲の基準は、別紙第１のとおりとし、品目別の整備段階区分は、整備段階区分表をもって示す。

イ　整備段階区分表の様式は、別紙第２を基準とし、単独に又は整備実施規定に含めて作成する。

（２）　整備実施担任区分

ア　整備実施担任区分は、整備段階区分を設ける必要のない器材等の整備担任部隊等及び整備の範囲について、次に掲げる事項の一に該当する場合に整備実施担任区分表をもって示す。

(ア)　装備数が少なく特定の部隊等のみが保有するもの

(イ)　構造が簡単なもの

(ウ)　整備に高度な技術等を要し自隊能力で整備できないもの

(エ)　その他別に定めるもの

イ　整備実施担任区分表の様式は、別紙第３を基準とする。

（３）　整備実施規定

整備実施規定は、整備作業を行う場合に必要な作業の手順及び細部の技術上の基準を示すものであり、次に掲げる区分により通常品目別に又は適宜の段階区分ごとに示す。

ア　整備作業手順

点検、故障探究、検査、修理等の手順、要領及び作業条件等並びに関連する

構造機能及び取扱要領等を示す。

イ　整備基準

器材等の各部を修理する場合の基準として、次の事項について示す。

(ア)　修理値　性能上修理すべき限界値

(イ)　使用限度　性能強度上技術的又は経済的見地から交換又は不用決定とする限度値

(ウ)　修理精度　修理する場合の仕上り又は調整の精度

ウ　給油基準

給油、給脂等の時期、部位及び油脂の種類とし、その他必要な技術的事項を示す。

エ　その他の基準

器材等の特性に応じ整備作業を行う場合に必要なその他の技術的事項を示す。

（4）　計測器校正等の基準

計測器の精度を維持するため、校正又は比較試験を行う場合に必要な試験項目及び合否判定の基準を示す。

（5）　技術検査基準

整備実施規定が作成されていない器材等について、その性能及び整備の要否等を判定するため必要な技術的事項を示す。

（6）　弾道技術検査基準

火砲の弾道修正値並びに弾薬の経年変化及びロット別の性能等を判定するため必要な技術的事項を示す。

（7）　その他

整備諸基準の表紙の様式及び記載要領は、別紙第４を基準とする。

（予防整備点検表（作業用紙））

第３条　予防整備周期基準の定めのある器材等に対して作成する予防整備点検表（作業用紙）は、整備実施規定等に示された整備作業手順に基づく必要な点検項目を示す。

（整備諸基準等の制定、配布等）

第４条　整備諸基準等の制定（改正及び廃止を含む。以下同じ。）及び配布等は、次の各号に定めるとおりとする。

（1）　制定及び作成の担任区分

ア　整備諸基準の制定担任区分は、次のとおりとする。

(ア)　整備段階区分及び整備実施担任区分　陸上幕僚長

(イ)　前(ア)以外の諸基準　学校長又は補給統制本部長。ただし、航空機の整備実施規定のうち、別に示すものについては、陸上幕僚長の承認を要する。

イ　整備諸基準の作成は年度業務計画により学校長又は補給統制本部長に示す。

ウ　予防整備点検表（作業用紙）は、補給統制本部長が作成する。

（２）　印刷及び配布

ア　整備諸基準を制定した場合は、各制定者（補給統制本部長を除く。）はその原本を補給統制本部長に送付するものとし、補給統制本部長は原本に基づき当該整備諸基準を印刷し、関東補給処長は補給統制本部長の統制に基づき部隊等へ配布するものとする。

イ　補給統制本部長は、作成した予防整備点検表（作業用紙）を印刷し、上記に準じて部隊等に配布するものとする。

ウ　ア及びイのほか、補給統制本部長は、制定された整備諸基準及び作成した予防整備点検表（作業用紙）を電算機に登録し、部隊等へ配布するものとする。

（３）　改正手続等

ア　部隊等の長は、整備諸基準について改正意見のある場合には、改正を必要とする理由、改正すべき内容及びその他参考となる事項を記載した改正意見書（様式随意）を順序を経て制定者に上申又は通知するものとする。ただし、陸上幕僚長制定に係るものについては、学校長又は補給統制本部長を経由する。この場合、学校長又は補給統制本部長は当該意見書に必要な資料又は意見を添付して陸上幕僚長に進達する。

イ　補給統制本部長は、整備諸基準の改正があった場合は前号に準じて印刷及び配布を行うものとする。ただし、改正箇所が少ない場合は文書により通知し印刷配布に代える。

（４）　報告

整備諸基準を制定、改正又は廃止した場合は、各制定者（陸上幕僚長を除く。）は４月１日から９月末日まで及び 10 月１日から翌年３月末日までに、当該期間分を取りまとめ当該期間経過後 10 日以内に陸上幕僚長に報告（別紙第５）するものとする。（装計定第 14 号・衛定第 22 号）

別紙第１（その１）（第２条（１）関係）

整備段階区分の技術的範囲の基準

整備段階区分 技術的範囲	1	2	3	基準の細部内容
点検	●	●		通常器材等を分解することなく、自己診断機能又は、試験用器材等を使用して良否を確認する。
給油、給脂等	●	●		器材等の老化を防止するため、給油、給脂並びに燃料、冷却水、電解液及び空気等を補充する。
調整	(■)	■		器材等の機能を正常に作動させるため、必要な矯正を行う。
交換	(▲)	■		使用不能部品を使用可能部品に取り替える。
修理		(■)	●	指定された修理基準に基づき器材等の点検、検査、調整、部品交換、溶接、びょう締め及び補強等により欠陥を是正し又は使用不能な状態を使用可能な状態に回復する。
オーバーホール			●	器材等の欠陥箇所又は欠陥の生ずるおそれのある箇所を分解して修理を行い完全な使用可能状態に回復する。
備考	1　各整備段階には、本表に示す技術的範囲の他、整備段階に応じた部品の生産がある。 2　本表中、●は主品目、■は組部品、▲は単一部品を表し、（　）は指定された品目について実施することを表す。 （単一部品　単体又は単体の結合体であって分解できないもの 組部品　多数の単一部品からなり一定の機能をもち、通常主品目の一部を構成するもの） 3　上位段階の技術的範囲には、直近下位段階の対象物品及び技術的範囲を含むものとして表している。			

別紙第１（その２）（第２条（１）関係）

整備段階区分の技術的範囲の基準（航空器材等）

整備段階区分 技術的範囲	1	2	3	4	5	基準の細部内容
点検	●	●				通常器材等を分解することなく、かつ試験用器材を使用しないで良否を確認する。
給油、給脂等	●	●				器材等の老化を防止するため、給油、給脂並びに燃料、冷却水、電解液及び空気等を補充する。
調整	（■）	（■）	■			器材等の機能を正常に作動させるため、必要な矯正を行う。
交換	（▲）	（■）	■			使用不能部品を使用可能部品に取り替える。
修理			（■）	●		指定された修理基準に基づき器材等の点検、検査、調整、部品交換、溶接、びょう締め及び補強等により欠陥を是正し又は使用不能な状態を使用可能な状態に回復する。
オーバーホール				（●）	●	器材等の欠陥箇所又は欠陥の生ずるおそれのある箇所を分解して修理を行い完全な使用可能状態に回復する。
備考	１　各整備段階には、本表に示す技術的範囲の他、整備段階に応じた部品の生産がある。 ２　本表中、●は主品目、■は組部品、▲は単一部品を表し、（　）は指定された品目について実施することを表す。 （単一部品　単体又は単体の結合体であって分解できないもの 組部品　多数の単一部品からなり一定の機能をもち、通常主品目の一部を構成するもの） ３　上位段階の技術的範囲には、直近下位段階の対象物品及び技術的範囲を含むものとして表している。					

別紙第２（第２条(１)関係)

整　備　段　階　区　分　表

一連番号	構成部分	段　階　区　分						備　考
		点　検	給　油 給　脂	調　整	交　換	修　理	オーバー ホ ー ル	

規格：Ａ列４番

注：　段階区分欄には、各構成部分ごとに作業内容に応ずる最低の整備段階区分を数字で記入する。

別紙第３（第２条(２)関係）

整 備 実 施 担 任 区 分 表

<table>
<tr><td rowspan="2">一連番号</td><td rowspan="2">器材等名</td><td rowspan="2">構成品</td><td colspan="4">実 施 担 任 区 分</td><td rowspan="2">備　　考</td></tr>
<tr><td>使用部隊等</td><td>野整備部隊等</td><td>補給処</td><td>補給統制本部</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

規格：Ａ列４番

注：１　実施担任区分は要すれば部隊等名を記入し細分することができる。

注：２　実施担任区分欄は器材等要すれば構成部位ごとの整備作業内容を記入する。

別紙第４（第２条（７）関係）

１　表　紙

整備諸基準　※識別番号等
※標　　　題
平成　　年　　月　　日 陸上自衛隊

２　表紙裏面

○○第○号 （各制定機関等ごとの一連番号） ※標題を制定する。 平成　　年　　月　　日 制定者の官職　階級　氏名

整　備　諸　基　準　の　表　紙

備考：　記載要領は、次表のとおり。

	規　格	標題の記載例	識別番号等の記載要領
整備段階区分	A―４ 縦	グレーダ 整備段階区分表	ＭＡＳ―○○○○○○○―○○○ （主品目番号）（分冊番号）
整備実施担任区分		需品器材 整備実施担任区分表	
整備実施規定		60 式３トン雪上車 整備実施規定（野整備用）	ＭＯ―○○○○○○○―○○ （主品目番号）（段階区分）
弾道技術検査基準	A―４ 縦	弾道技術検査基準	
計測器校正等基準		電気関係（又は非電気関係） 計測器校正等基準	

注：１　段階区分の記載要領は次の例による。ただし、次の例によることができない場合は、別に定めるとおりとする。
　　第１段階：10　第２段階：20　第３段階：30

２　修理基準を整備実施規定から独立して作成する場合、修理基準の識別記号はＭ.Ｃとする。

３　航空機等整備実施規定の識別番号等は要すれば米陸軍方式を準用することができる。

別紙第５（第３条(４)関係）

発　簡　番　号

年　　月　　日

陸上幕僚長　殿

発簡者名団

整 備 諸 基 準 制 定 等 報 告

（装計定第14号）（衛定第22号）

（平成　年　月～平成　年　月）

区分	制定者別 一連番号	識別番号等	名　　　　　称	制 定 等 年 月 日

規格：Ａ列４番

注：１　区分欄は、制定、改正及び廃止ごとにまとめ、各区分は、制定等年月日の順に記入する。

２　制定者別一連番号、識別番号等、名称及び制定等年月日は、整備諸基準の表紙（裏面を含む。）に記載のものを記入する。

別冊第２

作業要求・命令書の作成及び送付等の細部処理要領

（作業要求書の作成区分）

第１条　作業要求書は、部隊整備を行う場合及び業務隊等に被服及び需品器材の整備を要求する場合には取扱主任が作成し、整備部隊等及び補給統制本部に整備を要求する場合には管理官が作成する。

（作業要求書の作成・送付の要領）

第２条　作業要求書は、整備を要する器材等ごと一点一葉に作成する。ただし、次の各号に掲げる場合は、同一品目を一葉にして作成することができる。

（１）　小銃、拳銃及び被服、装具類等を整備する場合

（２）　後送品及び回収品等を整備する場合

（３）　器材等の内容品及び組部品で整備部隊等の長が指定した場合

２　作業要求書の作成・送付の要領は、別紙第１に示す要領を基準として行う。

（送り状の作成・送付の要領）

第３条　送り状の作成・送付の要領は、別紙第２に示す要領を基準として行う。

（作業命令書の分割及び統合）

第４条　整備部隊等の長は、整備作業の工程上必要な場合、一葉の作業要求書を数葉の作業命令書に分割又は数葉の作業要求書を一葉の作業命令書に統合して整備を行うことができる。

（台帳の使用区分等）

第５条　作業要求（証書）台帳は、作業要求書（甲）の管理に使用する。ただし、管理官は、被服及び需品器材の整備要求を業務隊等に対し行う取扱主任にもこれを使用させることができる。

２　作業命令（証書）台帳は、業務隊等及び整備部隊等が整備を支援する部隊等からの作業要求に対する作業命令書の管理に使用する。

作業要求・命令書（甲）の作成及び送付要領その１

備考　この要領は、電算機処理によることなく、使用部隊等が整備部隊等に作業要求する場合の基準である。

別紙第１（その２）（第２条関係）

作業要求・命令書（乙）の作成及び送付要領その２

備　考	この要領は、中隊等が業務隊等に対し作業要求する場合の基準である。

別紙第２（その１）（第３条関係）

送り状の作成、送付の要領その１

備　考	この要領は、使用部隊等が要整備品を自隊で整備部隊等に整備後送する場合の基準である。

別紙第２（その２）（第３条関係）

送り状の作成、送付の要領その２

備　考	この要領は、使用部隊等が要整備品を自隊以外の手段で整備部隊等に整備後送する場合の基準である。

別紙第２（その３）（第３条関係）

送り状の作成、送付の要領その３

履歴簿の様式及び記載要領

１　履歴記録一覧

名　　　称	様式番号
表　紙	様　式第１
使用記録	〃　第２
部隊整備記録	〃　第３－１
定期交換部品記録	〃　第３－２
砲（銃）射撃記録	〃　第４
誘導弾射撃記録	〃　第５
改造記録	〃　第６
野整備・補給処整備記録	〃　第７
移管記録	〃　第８
原動機記録	〃　第９
累計修理費記録	〃　第 10
略式歴履簿	〃　第 11
トランスミッション経歴記録	〃　第 12
落下傘経歴簿	〃　第 13

２　取扱説明及び記載上の共通事項等

(1)　履歴簿は、器材等の使用状況、異動状況及び現在の状態並びに整備実施及び改造実施の経過を示す記録である。

(2)　履歴簿は、器材等を使用、整備、改造及び移管等する場合常に器材等とともに保管し、器材等を亡失又は不用決定等により処分したときは、当該履歴簿は次により保管する。

ア　様式第４～第５、第９～第 10、第 12 及び第 13…………補給統制本部

イ　様式第１～第３、第６～第８及び第 11……………………補給処

(3)　特に示す場合のほか、記入は青又は黒インクを使用して行う。

(4)　器材等名は、別に示すものを記入する。

(5)　物品番号は、補給カタログ等に定められた物品番号又は物品整理番号を記入する。

(6)　器材番号は、器材等の固有番号を記入する。ただし、火砲については砲架番号を記入する。

(7)　「かし」の修補に伴う記載要領は、別に示すところによる。

(8)　各記録は、履歴記録にとじ込み保管するものとし、その保存期間は、当該履歴簿に係る器材等を処分した年度終了後１年とする。

(9)　履歴簿の細部の記載要領は、補給統制本部長が示す補給整備等関係細部処理要領に定めるところによるものとする。

(10)　航空機関係履歴簿等の様式及び記載要領は別に示すところによる。

３　履歴記録の様式

様式第1

表　　　　　　　紙

（表）

○　　　　　　　　　　○

主品目番号			物品番号	
品　　　名			型　　　式	
単　　　位		製造年月	年　　　月	会社名	
略　品　名			器材番号	

——目　　　次——

1 ______________________________枚	9 ______________________________枚
2 ______________________________枚	10______________________________枚
3 ______________________________枚	11______________________________枚
4 ______________________________枚	12______________________________枚
5 ______________________________枚	13______________________________枚
6 ______________________________枚	14______________________________枚
7 ______________________________枚	15______________________________枚
8 ______________________________枚	16______________________________枚

履　歴　記　録

規格：Ａ列４番

（裏）

諸　　　元　　　等

○　　　　　　　　○

様式第２―１

使　　用　　記　　録

（表）

○　　　　○

品　名		型　式				器材番号						
年　月	月間走行キロ（時）	月末累計走行キロ（時）	月間燃料補給量	エンジンオイル		ギヤオイル						摘　要
				交換日	補給量	交換日	補給量	交換日	補給量	交換日	補給量	
・												
・												
・												
・												
・												
・												
・												

使用記録（その　　　）

規格：Ａ列４番

（裏）

年　月	月間走行キロ（時）	月末累計走行キロ（時）	月間燃料補給量	エンジンオイル		ギヤオイル						摘　要
				交換日	補給量	交換日	補給量	交換日	補給量	交換日	補給量	
・												
・												
・												
・												
・												
・												
・												

○　○

注：１　この記録は、月末における使用走行キロ（使用時間）、燃料補給量、エンジンオイル、ギヤオイル等の交換日及び補給量をキロ計器、運行指令書等から記入する。

２　ギヤオイル欄の右２個の空欄には、器材の特性に応じ、特に管理を必要とする油脂等について記録する。

様式第２－２

使　用　記　録　（吸　収　缶）

（表）

品名等	品名・型式		製造会社	製造年月	製造時質量（g）	吸　収　缶　番　号
項目／年月日	測定質量（g）	増加質量（g）	使用時間（min）	使用薬剤等の種類	記　　事	部　隊　等　名

使用記録（吸収缶）（その　　）

規格：Ａ列４番

（裏）

項　目 年月日	測定質量 （ｇ）	増加質量 （ｇ）	使用時間 (min)	使用薬剤 等の種類	記　　　事	部　隊　等　名

規格：Ａ列４番

注：この様式は、吸収缶に使用する。

様式第２－３

使用記録（発煙機等）

（表）

○　○

品名等 ／ 項目 ／ 年月日	品名・型式		製造会社		製造年月		器材番号
	使用時間（h）又は使用回数		燃料・充填剤等（L）			記事	部隊等名
	使用・放射	累計	発煙油（軽油）・水	ガソリン・ゲル化油	潤滑油・剤		

使用記録（発煙機等）（その　　　）

規格：Ａ列４番

（裏）

項目 / 年月日	使用時間（h）又は使用回数		燃料・充填剤等（L）			記事	部隊等名
	使用・放射	累計	発煙油（軽油）・水	ガソリン・ゲル化油	潤滑油・剤		

注：この様式は、発煙機、放射機用コンプレッサ、化学加熱機、除染車用加温装置部及び携帯（車載）放射機に使用する。

様式第２―４

使 用 記 録 （ 線 量 率 計 等 ）

（表）

○ ○

品名等	品 名 ・ 型 式		製 造 会 社		製 造 年 月		器 材 番 号

項目 / 年 月 日	使用時間（ｈ）		検 出 器 等		記 事	部 隊 等 名
	使 用	累 計	検 出 器	線量計３型		

使用記録（線量率計等）（その　　　）

規格：Ａ列４番

（裏）

項　目／年月日	使用時間（ｈ）		検出器等		記　　事	部隊等名
	使　用	累　計	検出器	線量計３型		

○　○

注：この様式は、中隊用線量率計、地域用線量率計、糧食用線量率計及び線量計３型用計測器に使用する。

様式第２―５

使 用 記 録 （ 戦 闘 用 防 護 衣 等 ）

（表）

○　○

<table>
<tr><td rowspan="4">区分 項目 年月日</td><td colspan="3">品名・型式</td><td colspan="2">製造会社</td><td>製造年月</td><td>固有番号</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">使用時間（h）</td><td rowspan="2">累計（h）</td><td colspan="2">記事</td><td colspan="2">整備・検査</td><td rowspan="2">部隊等名</td></tr>
<tr><td>使用等</td><td>簡易加工・補修</td><td>再加工・修理</td><td>検査</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

使用記録（戦闘用防護衣）（その　　　）

規格：Ａ列４番

（裏）

項　目 年 月 日	使用時間 （h）	累 計（h）	記　　　事		整 備 ・ 検 査		部 隊 等 名
			使　用　等	簡易加工・補修	再加工・修理	検　　査	

○　　　　○

注：この様式は、戦闘用防護衣及び個人用防護装備（防護衣）に使用する。

様式第３−1 （その１）

部　隊　整　備　記　録
（表）

○　○

品　　名		型式		器材番号		製造年月	．	改造年月	．

年 月 日	作命番号	整 備 箇 所	主整備内容	工　数	主使用部品名（物品番号）	数量	金　　額	摘　　要
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								

部隊整備記録（その　　）

規格：Ａ列4 番

（裏）

年月日	作命番号	整備箇所	主整備内容	工数	主使用部品名（物品番号）	数量	金額	摘要
・・								
・・								
・・								
・・								
・・								
・・								
・・								
				○			○	

注：1　この記録は、部品を使用する修理等の実施状況について記録する。
　　2　この記録は、作業要求・命令書から転記し、毎期末に「工数」と「金額」を合計して記入する。
　　3　ホーク品目に使用する様式については、別に示す。

様式第３－１（その２）

予　防　整　備　記　録
（表）

品　名		型式		器材番号		製造年月		改造年月	

年 月 日	作命番号	予防整備の種類	主整備内容	工　数	主使用部品名（物品番号）	数量	金　額	摘　要
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								

部隊整備記録（その　　）

規格：Ａ列４番

（裏）

年 月 日	作命番号	予防整備の種類	主整備内容	工 数	主使用部品名（物品番号）	数量	金 額	摘 要
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								

○ ○

注：1　この記録は、野整備部隊が予防整備（Ｃ・Ｄ・２Ｄ）の実施状況について記録する。
　　2　表中の「作命番号」には「作業要求・命令書（甲）番号」を記入する。
　　3　この記録は、作業要求・命令書（甲）から転記する。
　　4　ホーク品目に使用する様式については、別に示す。

様式第３－２

定 期 交 換 部 品 記 録

（表）

○　○

品　名		型　式		器材番号	

期　間	部　品　名 （物 品 番 号）	数 量	交　換　年　月　日 （作業要求・命令書番号）						備　考

定期交換部品記録（その　　）

規格：Ａ列４番

（裏）

期　　間	部　　品　　名 （物 品 番 号）	数　量	交　　換　　年　　月　　日 （ 作 業 要 求 ・ 命 令 書 番 号 ）						備　　考

○　　○

注：1　この記録は、予防整備記録の補助記録として使用し、定期交換部品の交換について記録する。
　　2　部品名（物品番号）欄は、定期交換を必要とする部品名（物品番号）を交換単位ごとに別行として記入する。
　　3　表中の「作業要求・命令書番号」には「作業要求・命令書（甲）番号」を記入する。
　　4　備考欄は、部品ごとの特記事項等を記入する。
　　5　この記録に記入した交換部品は、予防整備記録に一括（交換日ごと）記入する。

様式第４

砲（銃）射撃記録

（表）

○ ○

品名			型式				器材番号（砲架番号）			
年月日	弾種型式	装薬種類	発射弾数		延発射弾数		初速（m/s）	砲（銃）腔測定値	推定残存命数（％）	担当官（氏階級）	摘要
			実数	ＥＦＣ	実数	ＥＦＣ					
・・											
・・											
・・											
・・											
・・											
・・											
特記事項（弾道癖等）											

砲（銃）射撃記録（その　　）

規格：Ａ列４番

（裏）

年 月 日	弾種型式	装 薬 種 類	発射弾数		延発射弾数		初　速 （m/s）	砲（銃）腔 測 定 値	推定残存命数 （%）	担 当 官 （氏階級）	摘　　要
			実数	ＥＦＣ	実数	ＥＦＣ					
・　・											
・　・											
・　・											
・　・											
・　・											
特記事項 （弾道癖等）											

○　○

注：１　概要

（１）　この記録は、砲又は銃の射撃及び弾道技術検査並びに技術検査等による砲腔検査に関する事項を記録する。

（２）　担当官欄は、射撃の場合は射場指揮官が、弾道技術検査の場合は弾道技術検査班長が、技術検査等の場合は担当検査官が射撃又は検査の実施の都度記入する。

２　記入要領

（１）　ＥＦＣ（等値換算装薬）欄は、別に示す基準装薬に換算した発射弾数を記入する。

（２）　摘要欄は、砲腔及び薬室の状況を記入する。

（３）　特記事項欄は、砲（銃）弾道癖、銃照門調節量等を記入する。

３　砲身交換の際は、取り外した砲身に関する事項を転記複製して現品に添付する。

様式第５

誘　導　弾　射　撃　記　録

（表）

○　　　　　○

品　　名			型　　式		器材番号	

年　月　日	弾　　種	発　　数	射　　場	年　月　日	弾　　種	発　　数	射　　場
・　・				・　・			
・　・				・　・			
・　・				・　・			
・　・				・　・			
・　・				・　・			
・　・				・　・			
特記事項							

誘導弾射撃記録（その　　　　）

規格：Ａ列４番

（裏）

年　月　日	弾　　種	発　　数	射　　場	年　月　日	弾　　種	発　　数	射　　場
・　・				・　・			
・　・				・　・			
・　・				・　・			
・　・				・　・			
・　・				・　・			
・　・				・　・			
・　・				・　・			
特　記　事　項							

○　　　　　○

注：1　この記録は、誘導弾の射撃に関する事項を記録する。

2　品名、型式、器材番号欄は、発射機又は発射装置の品名、型式等を記入する。

3　発射機又は発射装置の異動の際には、この記録を当該器材に添付する。

様式第6

改　　造　　記　　録

（表）

○　　　　○

品　　名				型　　式		器材番号				
改　　造　　指　　令					改　　造　　実　　施					
指令番号	指令年月日	緊急順位	整備段階	改 造 の 概 要	完了年月日	工数	金　　額	部 隊 名	実施者 氏階級	摘　要
	・　・				・　・					
	・　・				・　・					
	・　・				・　・					
	・　・				・　・					
	・　・				・　・					
	・　・				・　・					
	・　・				・　・					

改 造 記 録（その　　　　）

規格：Ａ列４番

（裏）

改造指令					改造実施					
指令番号	指令年月日	緊急順位	整備段階	改造の概要	完了年月日	工数	金額	部隊名	実施者氏階級	摘要
	・　・				・　・					
	・　・				・　・					
	・　・				・　・					
	・　・				・　・					
	・　・				・　・					
	・　・				・　・					

○　○

注：1　この記録は、改造実施部隊が、改造指令に関する事項及びその実施状況について記録する。ただし、略式履歴簿を使用するものについては、この記録に記入しない。

2　記入要領

（1）　改造の概要欄は、改造指令書の「改造すべき物品名」及び「改造すべき部位名」から要約記入する。

（2）　改造実施の金額欄は、改造に要した部品、資材等の金額を記入する。ただし、電気、水道費等は含まない。

3　この記録を有する構成品等を器材から取り外す場合は、この記録を転記複製して現物に添付する。

別の構成品を受領した器材に組込んだときは、添付された改造記録を当該器材の履歴簿につづり保存する。

様式第７

野 整 備 ・ 補 給 処 整 備 記 録

（表）

○　　　　　○

品　　名		型　　式		器材番号	

完　了 年月日	作業要求 番　　号	主修理	延 （時・キロ・発）	主整備内容	工数	使用部品名 （物品番号）	数量	金　　額	整　　備		摘　　要
									部隊名	実施者 氏階級	
・　・											
・　・											
・　・											
・　・											
・　・											

野整備・補給処整備記録（その　　　　　）

規格：Ａ列４番

（裏）

完　了 年月日	作業要求 番　　号	主 修 理	延 (時･キロ･発)	主 整 備 内 容	工数	使 用 部 品 名 (物品番号)	数量	金　　額	整　　　備		摘　　要
									部 隊 名	実施者 氏階級	
・　・											
・　・											
・　・											
・　・											
・　・											

○　　○

注：１　概要

（１）　この記録は、器材等（原動機記録に記載される原動機及びトランスミッション経歴記録に記載されるトランスミッションを除く。）について、野整備部隊及び補給処等が実施した整備（改造作業を除く。）状況を記録する。

（２）　記入事項は、作業要求・命令書（甲）等から転記する。

２　記入要領

（１）　主修理欄は、作業要求・命令書（甲）の記載事項中主要な修理箇所を記入する。

（２）　主整備内容欄は、作業要求・命令書（甲）の記載事項中主要な整備内容、作業区分等を記入する。

（３）　金額欄は、作業要求・命令書（甲）の「金額」の集計を記入する。また、外注にあっては、契約金額を記入する。

様式第８－１

移　管　記　録　（主　品　目）

（表）

○　　　○

品　名		型　式		器材番号	

調達機関名		会社名		製造年月		価　格		保証期間	
主要諸元									

経歴記録	保有期間（年月日）	部隊名及び番号	取扱主任		管理官		摘　要
			階級	氏　名㊞	階級	氏　名㊞	
	～						
	～						
	～						
	～						
	～						
	～						

移　管　記　録（主品目）（その　　　　）

規格：Ａ列4番

注：１　概要

様式８－１移管記録（主品目）は、主体品及びその主要構成品（原動機記録に記載される原動機及びトランスミッション経歴記録に記載されるトランスミッションを除く。）について、様式８－２移管記録（属品・工具表）は、属品、工具について、その移管の状況及び主要構成品の交換の状況を記録する。

２　記入要領

（１）　品名、型式、器材番号、調達機関名、会社名、製造年月、価格、保証期間、主要諸元の欄は納入時に調達部隊等の検査官が、その他の欄は器材等の移管元部隊等が移管時に記入する。

（２）　摘要欄は、移管の理由、走行キロ、使用時間等のうち移管に必要な事項を記入する。

（３）　主要構成品表は、器材等の主要構成品（主として固有の器材番号のあるもの、例えば、エンジン、クラッチ、ミッション、トランスファ、トルクコンバータ、砲、砲架、遠隔操縦装置等）について移管の都度記入する。

（４）　属品・工具表は、器材等の付属品及び付属工具について記入し（セット内容品は記載しない。）、器材等を移管等（整備要求のため一時管理換する場合を除く。）する場合に記入する。

様式第９—１

原動機記録（野整備・補給処整備）

（表）

○ ○

品名		型式		器材番号							
整備区分	野整備・補給処整備	会社名		製造年月		価格		保証期間			
気筒数		気筒容積		出力		燃料種類		サイクル		使用開始年月日及び延時・キロ	・ ・ （ ）

作命（甲）完了年月日	搭載又は卸下車両の車番	走行キロメータの読み	延（時・キロ・発）	主整備内容	工数	主使用部品名（物品番号）	数量	金額	整備		摘要
									部隊名	実施者氏階級	
・ ・											
・ ・											
・ ・											
・ ・											
・ ・											
・ ・											
・ ・											

原動機記録（野整備・補給処整備）

規格：Ａ列４番

（裏）

作命（甲）完了年月日	搭載又は卸下車両の車番	走行キロメータの読み	延（時・キロ・発）	主整備内容	工数	主使用部品名（物品番号）	数量	金額	整備		摘要
									部隊名	実施者氏階級	
・　・											
・　・											
・　・											
・　・											
・　・											
・　・											
・　・											
・　・											
・　・											
・　・											
・　・											

様式第９―２

原動機記録（解体整備）

○　　　　○

								1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
解体整備	完了年月日		・　・	項目		単位	番号												
解体整備	整備回数		第　　回	シリンダー	内径磨耗量		mm												
解体整備	前回整備時からの時・キロ			シリンダー	仕上げの内径		mm												
解体整備	累計走行キロ延(時・キロ)			シリンダー	圧縮圧力	整備前	kg/cm²												
解体整備	解体整備の理由			シリンダー	圧縮圧力	整備後	kg/cm²												
解体整備	解体整備の理由			シリンダー	スリーブ	外径	mm												
解体整備	解体整備の理由			クランク軸	ジャー	磨耗量	mm												
解体整備	解体整備の理由			クランク軸	ジャー	仕上がり直径	mm												
解体整備	工数			クランク軸	ピン	磨耗量	mm												
解体整備	部品費			クランク軸	ピン	仕上がり直径	mm												
解体整備	外注役務費			消費率				整備前			整備後			備考：					
解体整備	整備	部隊名		消費率	燃料		ℓ/km												
解体整備	整備	実施者氏階級		消費率	潤滑油		ℓ/km												
廃品理由書	年月日		・　・	廃品理由及び原因（事故の場合は、処置、対策、意見等を記入する。）															
廃品理由書	検査	実施部隊名																	
廃品理由書	検査	実施者階級氏名	㊞																

原動機記録（解体整備）

規格：Ａ列４番

注：１　概要

（１）　様式９―１、様式９―２は、原動機の経歴及び補給整備部隊等が実施した整備状況を記録する。

（２）　車両から原動機を取外し、当該原動機を整備完了後補給用として繰入れた場合は、この記録は、整備事項を記入の上、補給整備部隊等に原動機とともに保管する。

（３）　原動機が廃品となった場合は、この原動機記録は、所要の事項を記入した後、補給統制本部に保管する。

２　記入要領

（１）　出力欄は、軸出力又は公称出力を記入する。

（２）　整備区分欄は、該当事項を○で囲む。

（３）　主修理箇所、主整備内容、主使用部品名及び金額の欄は、それぞれ作業要求・命令書（甲）から所要事項を転記する。

（４）　摘要欄は、原動機の実際の使用実績等を累計し記入する。

（５）　解体整備欄は、主として研磨作業を記入する。

様式第10

累　計　修　理　費　記　録
（表）

○　　　　　　　　○

品　名			型　式		器材番号	
修　理 限度額		会社名		製造 年月		価格		耐用命数 （時・キロ・発）	

年　月	段階 区分	延 （時・キロ・発）	工　数	人件費	部品費 （外注）	合　計	累　計	摘　要
・								
・								
・								
・								
・								
・								
・								

累　計　修　理　費　記　録（その　　）

規格：Ａ列４番

（裏）

年　月	段階区分	延（時・キロ・発）	工　数	人　件　費	部　品　費（外　注）	合　計	累　計	摘　要
・								
・								
・								

<table>
<tr><td rowspan="3">廃品理由書</td><td colspan="2">年　月　日</td><td>・　・</td><td rowspan="2">廃品理由及び原因（事故の場合は、処置、対策、意見等を記入する。）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">検査</td><td>実施部隊名</td><td></td></tr>
<tr><td>実施者階級氏名</td><td>㊞</td><td></td></tr>
</table>

注：1　概要

（1）　この記録は、器材等の修理費の累計、修理限度額、耐用命数を超えた場合の処置を記録し、その器材等の不用決定の資料とする。

（2）　この記録の記入は、器材等の供用を受けている取扱主任が期末に部隊整備記録、野整備・補給処整備記録、原動機記録等からその使用状況、修理費等を転記して行う。

2　記入要領

（1）　修理限度額及び耐用命数の欄は、定められた修理限度及び耐用限度を記入（鉛筆書き）する。

（2）　価格欄は、別に示す価格を記入する。

（3）　延（時・キロ・発）欄は、部隊整備記録の「期末累計走行キロ」から転記する。

（4）　工数及び部品費の欄は、部隊整備記録、野整備・補給処整備記録並びに原動機記録から集計し記入する。

（5）　人件費欄は、別に示す労賃を記入する。(外注）は、外注費の契約金額を（　　）内に記入する。

様式第11

略　式　履　歴　簿

（表）

○　○

品名		型式		主品目番号		物品番号		器材番号	
調達機関名		会社名		製造年月		価格		耐用命数（時・キロ・発）	
主要諸元						使用開始年月日及び延（時・キロ・発）			
						予防整備周期			

使用及び整備記録（部隊整備）	年月日	実施者（氏階級）	延（時・キロ・発・回数）	整備内容	年月日	実施者（氏階級）	延（時・キロ・発・回数）	整備内容
	・・				・・			
	・・				・・			
	・・				・・			
	・・				・・			
	・・				・・			
	・・				・・			

略式履歴簿（その　　）

規格：Ａ列４番

（裏）

修理記録（支援整備）	完了年月日	作業要求番号	段階区分	主修理内容	工数	主使用部品名（物品番号）	数量	金額	修理	
									部隊名	実施者氏階級
	・・									
	・・									
	・・									
	・・									
	・・									

改造記録	改造指令					改造実施					
	指令番号	指令年月日	緊急順位	整備段階	改造の概要	完了年月日	工数	金額	部隊名	実施者氏階級	摘要
		・・				・・					
		・・				・・					

移管記録	保有期間	部隊名及び番号	付属品					
			品名	数量	摘要	品名	数量	摘要
	・・～・・							
	・・～・・							
	・・～・・							

注：１　概要

（１）　この記録は、器材等の使用状況、部隊整備、野整備及び補給処整備、改造作業並びに移管状況についての略式の記録である。

（２）　この履歴簿は、同種器材等の履歴簿として合冊するか又は単独で保管する。

２　記入要領

（１）　耐用命数欄は判明している場合に記入し、主要諸元欄は整備諸基準、補給カタログ等から転記する。

（２）　使用開始年月日欄は、使用開始の年月日及びその時までの使用時間等を以前の履歴の得られるものは、その記録により、得られないものは、各隊の受領日付を記入する。

（３）　整備内容欄は、使用状況及び部隊整備の結果を作業要求・命令書（乙）から転記する。

（４）　修理記録（支援整備）欄は、補給整備部隊等が作業完了の都度作業要求・命令書（甲）から転記する。

改造記録欄は、改造実施部隊等が記入する。

（５）　移管記録欄は、器材等を移管（整備要求のため一時管理換する場合を除く。）する場合に発送側の保管責任者が記入する。

３　いずれかの余白がなくなった場合は、新しい用紙に引継いで記入する。

様式第12

トランスミッション経歴記録

（表）

○　　　○

品名		型式		器材番号		使用開始年月日 及び延（時間キロ）	・　・ （　　　）
会社名		製造年月		価格		保証期間	

作命（甲）番号 完了年月日	使用部隊	搭載又は卸下車両の車番	走行キロメータの読み		走行キロ（時間）	主要修理内容	工数	主使用部品名（物品番号）	数量	金額	整備		使用累計走行キロ
			使用開始時	使用終了時							部隊名	実施者氏階級	
・　・													
・　・													
・　・													
・　・													
・　・													
・　・													
・　・													
・　・													

トランスミッション経歴記録（その　　　）

規格：Ａ列４番

（裏）

作命（甲）番号 完了年月日	使用部隊	搭載又は卸下車両の車番	走行キロメータの読み		走行キロ（時間）	主要修理内容	工数	主使用部品名（物品番号）	数量	金額	整備		使用累計走行キロ
			使用開始時	使用終了時							部隊名	実施者氏階級	
・　・													
・　・													
・　・													

○　　○

注：1　概要

（1）　この記録は、トランスミッションの使用及び移管並びに補給整備部隊等が実施した整備状況（外注整備を含む。）を記録する。

（2）　この記録の対象器材は、国産装軌車（73式以降のもので雪上車及び施設器材を除く。）とする。

（3）　車両からトランスミッションを取り外す場合には、この記録を現品に添付する。また、新たに別のトランスミッションを受領して、車両に組み込んだ場合には、添付されている記録を当該車両の履歴簿につづり保存する。

（4）　トランスミッションが廃品となった場合は、この記録を補給統制本部に送付する。

2　記入要領

（1）　過去に移管経歴のあるものは、追跡調査し、記録可能なものは記入する。ただし、不明の場合は、第1行目に「使用前歴不明」と朱書きする。

（2）　主要修理内容欄は、整備の区分（オーバホール又は部品修理）及び主要な修理箇所を記入する。

（3）　主使用部品名欄は、機能回復に直接寄与した部品名を記入する。

（4）　走行キロメータの読み欄の「使用開始時走行キロ」及び「使用終了時走行キロ」は、当該トランスミッションを搭載している車両のメータの読みを記入する。

（5）　走行キロ欄は、走行キロ（（使用終了時走行キロ）－（使用開始時走行キロ））を記入する。

（6）　使用累計走行キロ欄は、当該トランスミッションの使用累計走行キロを記入する。

様式第13

落 下 傘 経 歴 簿

（表紙）

落下傘経歴簿

1　型式

2　番号

3　製造業者名

4　製造年月日

陸　上　自　衛　隊

規格：６７mm×９５mm

（1ページ）

注意事項

1　本簿は、常に収納ポケットに収納する。

2　記録は、それぞれの責任者において正確に要点を記入する。

3　本簿の保存期間は、当該落下傘が廃品処分されてから1箇年後までとする。

（2ページ）

保　管　記　録		
年　月　日	部隊等名	備　考
	↓	
	８㎜	
	↑	

（３、４ページ～21、22ページ）

点　検　・　包　装　・　降　下　記　録						
年　月　日	作　業		降下回数	作　業　実　施　者 （氏　階　級）	検　査　官 （氏　階　級）	備　考
	点　検	包　装				

注：１　年月日欄は、作業完了年月日を記入する。

２　点検欄は、点検終了後実施者がレ印を記入する。

３　包装欄は、包装終了後実施者がレ印を記入する。

４　降下回数欄は、包装実施者が包装完了時に降（投）下累計数を記入する。

５　作業実施者及び検査官の欄は、それぞれの担当者の氏階級を記入する。

６　備考欄は、降下の際の破損、要修理状況その他参考事項を記入する。

<table>
<tr><td colspan="6">修　　理　　記　　録</td></tr>
<tr><td>修理区分</td><td>受　付　年　月　日</td><td>完　成　年　月　日</td><td colspan="4">修　　理　　箇　　所</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>セクション</td><td>パ　ッ　チ</td><td>吊　索　交　換</td><td>傘頂吊索交換</td></tr>
<tr><td colspan="2">実　　施　　者</td><td>検　　査　　官</td><td rowspan="3"></td><td rowspan="4"></td><td rowspan="4"></td><td rowspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">補修箇所</td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>累計</td></tr>
</table>

注：１　修理区分欄は、部隊整備の場合は「部」、補給処整備の場合は「補」、外注整備の場合は「外」と記入する。
　　２　受付年月日及び完成年月日の欄は、作業要求受付及び作業完了年月日を記入する。
　　３　実施者及び検査官の欄は、それぞれの担当者の氏階級を記入する。
　　４　補修箇所欄は、右ページの修理箇所以外の修理内容について記入する。
　　５　修理箇所欄は、完成検査終了後検査官が次の区分により記入する。
　　（１）　「セクション」：セクション交換部位
　　　　例：第５ゴアの第３セクションを交換した場合「５－３」
　　　　「累計」：セクション交換枚数の累計
　　（２）　「パッチ」：傘体パッチを実施した部位と枚数
　　　　例：第２ゴアの第４セクションに３箇所パッチ修理をした場合「２－４×３」
　　（３）　「吊索交換」：交換した吊索の番号
　　　　例：「№10」
　　（４）　「傘頂吊索交換」：交換した吊索の番号
　　　　例：「№２」

（43、44ページ）

傘体及び吊索測定記録					
実施年月日	傘体（m）	吊索（m）	実施年月日	傘体（m）	吊索（m）

注：1　実施年月日欄は、測定した年月日を記入する。

2　傘体欄は、傘頂縁から傘縁（空挺傘主傘では、ネットを含まない。）までの自然長（傘頂を固定した落下傘を両手で引張り、張力を解放したときの長さ。）を小数点以下第2位まで記入する。

3　吊索欄は、傘縁から連結環までの吊索の自然長を小数点以下第2位まで記入する。

（45、46ページ）

改　造　記　録						
根拠通達類	年　月　日	実　施　部　隊　等		改　造　要　領	実施者（氏階級）	検査官（氏階級）
		補　給　処	部　　隊			

注：1　根拠通達類欄は、改造の根拠となる通達類の番号及び年月日を記入する。

2　年月日欄は、改造完了の年月日を記入する。

3　実施部隊等欄は、改造を実施した該当欄に○印を付す。

4　改造要領欄は、改造の大要を記入する。

5　実施者欄は、作業実施者の氏階級を記入する。

6　検査官欄は、完成品検査の担当者の氏階級を記入する。

（47、48、49、50、51、52、53、54ページ）

記　　録　　確　　認　　欄		
本簿の記録は、当該落下傘の経歴に相違ないことを認める。		
年　　月　　日	記　　録　　確　　認　　者 （氏　　階　　級）	㊞
↑ 10mm ↓		